

## 平成 29 年 8 月から高額療養費の上限額が変わります

(国民健康保険加入の 70 歳以上の方 および 後期高齢者医療制度の被保険者)

高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は個人または世帯の所得に応じて決まっています。この上限額が平成 29 年 8 月から下表のように変わります。

平成 29 年 7 月まで			平成 29 年 8 月から		
適用区分	外来	外来+入院	外来	外来+入院	
	(個人ごと)	(世帯ごと)	(個人ごと)	(世帯ごと)	
現役並み 課税所得 145万円 以上の方	44,400 円	80,100円+(医療費-267,000円) ×1% (多数回44,400円(※1))	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円) ×1% (多数回44,400円(※1))	
一般 課税所得 145万円 未満の方 (※2)	12,000 円	44,400円	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (多数回44,400円(※1))	
住民税非課税 II 住民税 非課税世帯	8,000 円	24,600円	8,000円	24,600円	
		15,000円		15,000円	
住民税非課税 I 住民税 非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)					

※1 過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。  
※2 世帯収入の合計額が 520 万円未満 (1 人世帯の場合は 383 万円未満) の場合なども含みます。

- 高額療養費支給対象者には「高額療養費の支給申請について(お知らせ)」をお送りしますので、窓口で申請してください。
- 診療月の翌月 1 日から 2 年を過ぎると申請できません。
- 後期高齢者医療については、一度申請いただくと次回から振込先口座に自動的に振り込みます。

問い合わせ 住民課 国保医療係 ☎ 934-2241・福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 651-3111

## 平成 29 年 10 月から医療療養病床に入院している方の光熱水費の負担が変わります

(国民健康保険加入の 65 歳以上の方 および 後期高齢者医療制度の被保険者)

平成 29 年 10 月から、医療療養病床に入院している 65 歳以上の皆さまの光熱水費の負担額を下表のように見直します。ただし、**指定難病の方・老齢福祉年金受給者**については、**引き続き負担はありません。**

### 【1 日当たりの光熱水費負担額】

医療療養病床に入院している 65 歳以上の方	現在 (平成 29 年 9 月まで)	平成 29 年 10 月～ 平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月～
	・医療の必要性の <b>低い</b> 方	320 円	370 円
・医療の必要性の <b>高い</b> 方 (指定難病の方以外)	0 円	200 円	370 円
・指定難病の方 ・老齢福祉年金受給者	0 円	0 円	0 円

問い合わせ 住民課 国保医療係 ☎ 934-2241・福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 651-3111

## 「国民健康保険」「限度額適用・標準負担額減額認定証」申請のお知らせ

医療機関に入院する際や高額な医療を受ける際に、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示すると、窓口における医療費負担額が限度額までになります。住民税非課税世帯の方は入院時の食事代も減額されます。

認定証は申請した月の初日から適用となりますので、高額医療を受けられる場合は速やかに住民税国保医療係の窓口にお越しください。なお、現在お持ちの方で、8 月以降も引き続き必要な方は、8 月中に申請手続きにお越しください。

### 【対象者】

宇美町国民健康保険加入者で、入院を伴う医療や高額な医療を受ける予定の

① 69 歳以下の方

② 70～74 歳で住民税非課税の方

### 【必要書類】

国民健康保険被保険証、印鑑、世帯主および申請者のマイナンバーが確認できるもの、身分を証明できるもの(運転免許証など)、入院日数が

分かるもの(住民税非課税世帯の方で、過去に 91 日以上の入院がある場合のみ)、平成 29 年度所得証明書(平成 28 年 1 月 2 日以降宇美町に転入の方のみ)、委任状(同世帯以外の方の申請の場合)

### 問い合わせ

住民課 国保医療係 ☎ 934・2241

## 「国民健康保険高齢受給者証」更新のお知らせ

宇美町国民健康保険に加入中の 70 歳～74 歳の方に交付している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が 7 月 31 日までとなっています。7 月下旬に新しい高齢受給者証を郵送しますので 8 月になりましたら差替えをお願いします。8 月以降の一部負担金の割合は、平成 28 年中の収入を基に決定します。記載されている負担割合をご確認ください。

### 問い合わせ

住民課 国保医療係 ☎ 934・2241

## こんにちは、民生委員・児童委員です!

私たちの町の相談役

### ◎原田小学校区部会紹介

毎年 5 月は、児童福祉週間です。宇美町民生委員・児童委員協議会でも、各小学校区それぞれの地域において児童の下校時の見守り活動を実施しました。▼通学路は児童にとって危険な箇所も多く、今後も地域の方々と連携をとりながら、共に見守り活動を続けていきたいと思っております。▼こちらから挨拶をされると元気に挨拶をしてくれる児童達から元気をもらい、民生委員一同、とても温かい気持ちになりました。

文責 宇美町民生委員・児童委員協議会 原田小学校区部会

### 問い合わせ

福祉課 福祉係 ☎ 934・2278



原田小学校児童の下校時見守りの様子

## 宇美町土木組合さまに整備していただきました(一本松公園)

一本松公園バンガロー付近にある炊事場周辺は傾斜があり、テント張りやパーベキューをするのに不便でしたが、6 月 19 日(月)に石を並べて平坦なスペースを数か所作っていただきました。宇美町土木組合の皆さま、どうもありがとうございます。



ボランティアで整備していただきました

### 問い合わせ

建設・都市計画課 公園緑地係 ☎ 934・3006

## 家族で楽しい 一本松公園(昭和の森)バンガロー

糟屋地区広報合同企画

問い合わせ 建設・都市計画課 公園緑地係 ☎ 934-3006 ホームページ <http://www.town.umi.lg.jp/>



「一本松公園(昭和の森)バンガロー」  
場所 宇美町大字宇美字正楽 3 番地 3 (一本松公園内)  
利用申し込み  
○受付締切日 9 月 28 日(木)  
○受付時間 8 時 30 分～16 時 30 分  
○利用期間 7 月 1 日(土)～9 月 30 日(土)  
○使用料 1 棟 3,000 円  
○その他 使用料や申し込み方法などの詳細は、町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

7 月～9 月にかけては、ログハウス風のバンガローを貸し出しており、テレビも照明もありませんが、自然を純粋に体験できると評判です。また、この期間に宇美町商工会の会員企業が、パーベキュー用の食材などの注文販売や機材の予約有料貸し出しを行うことを企画中です。あなたも「自然」と「涼」を求めて夏のレジャーを計画してみませんか?

## 宇美で家族たいむ

この企画は、糟屋地区各市町の広報担当者が我が町を PR し、糟屋地区の地域振興に貢献することを目的として行なっています。

宇美町にある一本松公園は四季折々の自然が堪能でき、年間を通して、たくさんの方々が訪れます。特に夏は大自然の中、小川や公園内、川遊びに多くの来園者で賑わいます。